

基本方針

少子高齢化、人口減少社会を迎え、社会的孤立や子どもの貧困が顕在化し、既存の制度では対応困難な複合的課題が増加するなど、福祉に対するニーズは多様化しております。

国においては包括的支援体制の整備や地域共生社会の実現が急務とされ、地域の中でお互いに支え合う仕組みづくりが求められております。

こうした中、本会では時代の要請に対応するため、地域の課題を「丸ごと」受け止め、住民が「他人事」ではなく「我が事」として主体的に解決を試みる「我が事・丸ごと」の地域づくりを関係機関、関係団体とともに推進してまいります。

また、本年度は平成32年度から5年間の活動指針とする「第3次笠間市地域福祉活動計画」の策定年度にあたるため、これまでの歩みと活動を礎に、既存の事業を見直しながら地域福祉の推進に努めてまいります。

本会は、基本理念である「誰もが安心して暮らせる地域社会」の進展のため、関係機関や市民の皆様と手を携えて、事業を積極的に遂行し、本会の円滑な運営に努めてまいります。

重点項目

1) 地域福祉活動を推進します

支部地区社協の地域密着型の活動を推進し、地域住民、関係機関との連携と協働により、地域共生社会の助け合い支え合う体制づくり「我が事・丸ごと」の地域づくりをめざします。

2) ボランティア活動を推進します

ボランティア活動の啓発を行い、多様なニーズに対応できるボランティアの育成を推進します。

また、福祉教育については、市内保育所・幼稚園・こども園・小・中学校・高校との連携を維持し、福祉の芽が幼い時から育まれるよう努めてまいります。

3) 在宅生活の自立支援を推進します

介護予防・日常生活支援総合事業や在宅福祉サービス、移送サービス、介護保険事業利用者に良質なサービスを提供し、誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、関係機関と連携して在宅福祉の増進に努めます。

4) 社協体制の強化を図ります

事務局体制の強化を図るとともに、事業を積極的に遂行し、多くの市民の方々に理解・協力が得られるように努め、自主財源である会員会費、共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい)の確保に努めます。

事業実施計画

1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会の開催及び監査の実施
- (2) 正副会長会議の開催
- (3) 部会、委員会等の開催
 - ・広報委員会等の開催
- (4) 社協会員（一般・特別・法人）の加入促進
- (5) 善意銀行事業の推進
 - ・寄付者の意思に基づいた活用
 - ・預託金の有効活用
- (6) 連絡調整及び支援協力の充実
 - ・実施事業に伴う関係官庁、団体、施設等との連絡調整
 - ・県社協、県内市町村社協、支部地区社協等との連絡調整
- (7) 各種会議、研修会の実施及び参加
 - ・役職員等対象研修会等への参加
 - ・職員の資質向上のため研修会等への参加
 - ・福祉サービスに関する苦情への適切な対応
- (8) 指定管理業務等の適正管理
 - ・地域福祉センターともべA館・B館の経営
 - ・地域福祉センターいわまの経営
- (9) 事務局体制の充実・強化
- (10) 福祉人材育成
 - ・実習生要請等の受入れ
- (11) 第3次地域福祉活動計画の策定
 - ・平成32年度から36年度計画

2. 地域福祉推進事業

- (1) 小地域福祉活動の推進
 - ・地域共生社会の実現に向けた地域懇談会や勉強会の実施
 - ・支部地区社協運営連絡会との連携強化
 - ・支部地区社協運営連絡会主催の「支部地区社協活動研究集会」への支援
 - ・支部地区社協未設置地域への設置促進

- ・ふれあいサロン事業の啓発と支援
- (2) 福祉教育の推進
 - ・福祉講座等の開催と支援
 - ・福祉教育人材の育成
 - ・教育機関との連携
 - ①ボランティア活動普及事業協力校（市内36ヶ所）
 - ②福祉作文集の発行と先生を対象とした研修会を開催
- (3) ボランティアセンターの運営
 - ・ボランティア情報の収集、発信と活動の企画
 - ・ボランティア活動の普及啓発と福祉体験機器の整備、貸出
 - ①各種講座の開催
 - ②夏休みわくわく体験の実施（小学生親子）
 - ③チャレンジボランティアスクールの開催（中高生）
 - ・ボランティアリーダー等の養成
 - ①交流研修会等の開催
 - ・ボランティア活動の育成支援
 - ①ボランティア連絡協議会等の助成と育成支援
 - ②企業等社会貢献活動の推進
 - ・災害ボランティアセンターの設置訓練
 - ①災害時を想定した職員訓練の実施
- (4) 配食・会食サービス事業の実施
 - ・食事づくりが困難な70歳以上の一人暮らし高齢者等の食生活支援と心のふれあいを目的にボランティアの協力を得て実施
 - ①配食：笠間地区一月4回、友部地区一月3回、岩間地区一月4回
 - ②会食：友部地区一月2回
- (5) 広報啓発活動の推進
 - ・広報紙の発行(年3回)
 - ・ホームページによる広報啓発
- (6) 相談（心配ごと相談・法律相談）事業
 - ・心配ごと相談所の運営
 - ① 相談員による生活上の様々な悩みごとに応じ、問題解決を図る。
 - 1) 相談日 毎週火－笠間支所、毎週水－本所、毎週木－岩間支所
 - 2) 相談日 各支所月2回（5月1日より）
 - 第2、4火－笠間支所、第2、4水－本所、第1、3木－岩間支所
 - 3) 相談員向け研修会の実施
 - ・法律相談所の運営
 - ①弁護士による相談
 - 1) 相談日 月3回 第1金－本所、第2金－岩間支所、第3金－笠間支所
- (7) 資金等貸付事業
 - ・生活福祉資金貸付事業（県社協）

①低所得者・障がい者・高齢者世帯を対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の貸付により自立促進を図る。

・小口資金貸付事業（市社協）

①緊急的に生計の維持が困難になった者に生活状況に応じた援助を行い、生活の立て直しと自立更生を図る。また、滞納者に対する回収を強化し貸付資金を確保する。

（８）介護予防・生活支援サービス事業

・いきいき通所事業（通所型）

①閉じこもり予防・認知症予防・生きがいつくり支援の通所事業の実施

②各種ボランティアとの連携

・ふれあいサポート事業（訪問型）

①要支援者及び介護予防対象者に対し、身体介護を含まない生活支援を行い安心して日常生活を過ごすことができるよう支援

（９）就労継続支援Ｂ型事業

・就労に必要な知識及び能力の向上を目的とした訓練と支援

主たる事業所：地域福祉センターともべＢ館「たけのこ」

従たる事業所：地域福祉センターいわま「あおぞら」

（１０）福祉用具の貸出・斡旋

・車イス、リフト付車両等の貸出と、介護用品の斡旋

（１１）福祉バスの管理・運営

・福祉関係団体等が研修に活用し、より効果的な事業運営の推進

（１２）共同募金、歳末たすけあい配分事業の実施

・茨城県共同募金会笠間市共同募金委員会の運営

①募金事業の実施

１）児童から高齢者福祉事業まで配分、各種ボランティア講座の開催、福祉団体への助成等

②歳末たすけあい事業の実施

１）歳末援護金の支給や小地域活動の支援

３．受託事業

（１）地域ケアシステム推進事業

・地域包括支援センターを中心とした関係機関とのネットワークづくり

・ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等へ救急医療キット設置

・「在宅ケアチーム員研修会」の開催（隔年）

・民生委員児童委員協議会等との情報交換会の実施

・複数の要支援者を抱える世帯（ファミリーケア）への支援強化

（２）親子通園事業

・就学前の心身の発達に不安をもつ親子への指導・個別発達相談等を充実し、児童福祉、障がい者福祉を推進

笠間地区―「おひさま教室」 ―笠間公民館で週１回実施

友部地区―「つくしんぼ教室」―地域福祉センターともべB館で週5回実施
岩間地区―「すずらん教室」―地域福祉センターいわまで週1回実施

- ・各幼稚園、保育園、関係機関との連携

(3) 在宅福祉サービスセンター事業

- ・高齢者や障がい者、子育て世帯などが日常生活で困っていることを軽減するため、地域住民の支え合いとして、会員の参加と協力により家事援助や移送サービス、子育てサポートの支援

(4) 日常生活自立支援事業

- ・利用者の権利を守り、在宅で自立した生活を送れるよう支援
- ・専門員、支援員の体制強化
- ・関係機関（市、病院、施設等）との連携
- ・資質向上を図る各種研修会に参加
- ・制度の普及・啓発活動

(5) 生活困窮者自立相談支援事業

- ・就労、家計、住まいなど複合的課題を抱える生活困窮者に対し、社会資源を活用し関係機関と連携した相談支援体制の強化
- ・食の支援を行うフードバンクと連携、食品収集箱「きずなBOX」の設置協力
- ・就労支援

①中間的就労の開拓(ボランティア活動、就労支援B型や市内福祉施設での就労体験を実施)

- ・家計相談支援

①家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計改善を支援

(6) 手話奉仕員養成研修事業（H30年度～H31年度）

- ・手話表現技術を習得し、手話を必要とする方への自立生活支援

4. 介護保険事業、障害者自立支援事業

- (1) 利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりの状態に合わせて、関係機関と連携し最適なサービスを提供
- (2) 介護保険法等の改正を踏まえた運営とそのための組織体制を検討
- (3) 在宅の重度身体障がい者等に訪問入浴サービスを提供し、健康維持及び増進を図る
- (4) 障がい者等が社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出に必要な移動支援